

ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2004.3.22

No. 23

URL <http://www.awf.or.jp> e-mail dignity@awf.or.jp

目次

- 特集 座談会「アジア女性基金の果たしてきた役割」…………… 1
- 国際会議、公開フォーラム、セミナー、ワークショップの報告 …… 4~11
- 平成15年度アジア女性基金の制作物 ……………… 12
- お知らせ…………… 12



座談会「アジア女性基金の果たしてきた役割」

特集「アジア女性基金の果たしてきた役割」

元「慰安婦」とされた方々に対するアジア女性基金の「償い事業」は、国内外に様々な問題を提起しつつも、多くの被害当事者にお届けすることができました。これは、多くの拠金者のご理解、ご協力があってからでした。アジア女性基金の設立と意義、その果たしてきた役割について、今まで理事の方々にお話をうかがってまいりました。今後は、アジア女性基金以外の関係者にも、この紙面で語っていただきたいと考えております。この座談会では、古川貞二郎、宮崎緑、有馬真喜子、伊勢桃代各氏にお話しいただきました。

償い事業を振り返って

アジア女性基金の設立

宮崎 アジア各地を取材していると、過去の歴史に直面する場面がたくさんあり、たじろぐこともありました。インドネシアで、「許そう。しかし、忘れまい」と書かれたスローガンが掲げられたのを見たときは、さすがにショックでした。

私たちの世代は、重い過去をどのように私たち自身の問題として受け止めていったらいいのかをたいへん深く感じさせられた体験がございます。ですから、きょうは特に、アジア女性基金の果たした役割と、逆風のなかでの苦労というのも多々あったと思いますので、いろいろ伺わせていただきたいと思います。

古川さんから、設立の背景について伺えますでしょうか。

古川 私は95年の2月24日に石原信雄前内閣官房副長官のあとを受けて副長官に就任しました。その時、石原さんからの引き継ぎ事項の一つが、「アジア女性基金事業」でした。

「慰安婦」問題については、さまざまな経緯の末、94年12月7日、自社と党プロジェクトチームが「国民参加のもとで元『慰安婦』の方々に対する措置と、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動を支援する基金を設置し、政府はこの基金に対し拠出を含めた可能な限りの協力を行う」旨の提言をまとめており、これをいかにすみやかに実現するかが課題でした。



宮崎 緑氏(司会) みやざき・みどり
千葉商科大学助教授

慶應義塾大学大学院修了。昭和57年、NHKニュースセンター9時の初の女性キャスター。以後、ジャーナリストとしてテレビ、新聞、雑誌などで活躍。東京工業大学講師を経て、平成12年より千葉商科大学政策情報学部助教授に就任。神奈川県生まれ。

アジア女性基金は、当初日本赤十字社にお願いする考えもあったのですが、結局、総理府（当時）と外務省の共管として95年7月19日に任意団体として設立され、財団化は半年後でした。

宮崎 異例の速さということですか。

古川 そういったいいと思います。

女性に対する暴力の背景

宮崎 ちょうどこの時期というのは、国内では55年体制が崩れ、村山内閣の下で、第2次世界大戦終結50周年を迎えることとなり、総括としての国際社会の動きもあって、内外ともに激動の年だったと思います。

そういう背景のもとでの基金設立ですね。

有馬 おっしゃる通りほんとうに動いていた時代でした。95年は、北京で世界女性会議が行われた年です。政府が調査を開始した91年は、韓国の金学順（キム・ハクスン）さんが、初めて、「私は『慰安婦』でした」と名乗り出た年でした。

そのなかで93年に、ウィーンで世界人権会議があり、その成果文書「ウィーン宣言および行動計画」で、初めて女性に対する暴力は女性の人権侵害であると明記されました。

また、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの民族紛争のなかで、女性に対する暴力が戦争の手段として使われたというショッキングな報告により、民族浄化の手段として違う民族の女性を組織的にレイプする、強制的に妊娠をさせ、血を汚すなどの行為が世界中の注目を集めました。

ウィーンから近い日ユゴで、このような女性に対する人権侵害が起きている。なぜこういうことが今起こっているかという、過去の問題をきちんと清算していないからだ。その象徴としてあげられたのが、第2次世界大戦中の「慰安婦」問題でした。

さらに国家がきちんとした謝罪をしていない、賠償をしていない、決着をつけていないから今日このようなことが起こるのだ、と言われるようになりました。

道義的責任を痛感

宮崎 国際法上は、個人の受けた被害も、その個人が属している国家の損害ということで、国家間で解決していく。すでに決着済みだという認識だったわけですね。しかし個人の歴史の上では終わっていなかった、難しいところですね。

古川 日本政府としては、個人に対する賠償とか財産、あるいは請求権というような問題については、サンフランシスコ平和条約とか二国間条約などで、誠実に対応しているのだという立場です。

しかし、「慰安婦」とされた方々に辱めを与え、尊厳を傷つけたこと、その方々が体験された苦しみとか悲しみに対して、日本政府として何かの償いをする、つまり道義的責任はあるのではないかということが議論されました。

宮崎 女性の立場からいえば、「私の人生を返して」ということですからね。

古川 償ったら元に戻るというものではないですね。そういう方々にせめてもの気持を表すということが非常に強かった。

しかし、それに対してなお、いろいろな反対の声がありました。

国民のさまざまな反応

有馬 ドイツは、政権の非連続性もあり、特別立法をつくって対応しました。日本にも特別立法をつくらうという動きもあったのです。また、女性問題にかかわっている人たちの間で基金をつくらうという動きもありました。しかし、実ったのはアジア女性基金ひとつだったということです。

伊勢 財界の反応には厳しいものがありましたが、募金は幅広い世代から届けられました。戦争にいった男性で、実際に見た、申し訳ないと思っているという方、日本の女性として何かしなくてはという人もいました。

うれしいのは若い人たちです。ホームページを見て、こんなことがあったとは知らなかった。協力したいと高校生たちがカンパをしてくれました。

宮崎 政府資金による医療・福祉への支援事業もありましたね。

古川 「償い金」には国民に広く参加を求めるけれども、政府としてなぜ出せないのかということが、特に五十嵐官房長官（当



古川貞二郎氏 ふるかわ・ていじろう
前内閣官房副長官
早稲田大学大学院客員教授

九州大学法学部卒業後、昭和35年に厚生省入省。平成5年6月厚生事務次官に就任、同7年2月から内閣官房副長官として村山、橋本、小淵、森、小泉の5内閣に仕え、同15年9月退任。副長官職8年7カ月は歴代最長。佐賀県生まれ。

時)がこだわっておられた点でした。そこで、国が補償金は出せないけれども、それに代わって医療とか福祉、あるいは被害者の方々の健康管理のためならば出せるのではないかということを考えてみました。もうひとつ、基金の運営及び事務費その他は政府の金を出すことにしておりました。

心をこめた総理の手紙

有馬 事業は三本柱からなっていました。総理のお詫びの手紙、国民の方々からの「償い金」、政府の資金による医療・福祉という、三つの柱は、今、思い返してもよく考えられていると思います。

古川 一人一人の方に総理が直接お手紙を差し上げることには大きな意味があります。事業開始にあたり、橋本総理が心をこめて筆で署名された時、そばで見えていましたが感無量でした。

伊勢 総理のお手紙は、被害者一人一人に償い事業の一環として差し上げましたが、受け取られた多くの方々からは、心の癒しになったという意味の強い反応がありました。三本の柱のなかで総理のお手紙は、心に訴える重要なものでありました。

有馬 フィリピンで最初に償い事業を受け取った三人の方は、総理のこのお手紙があったから過去を公表し、受け取ったと話しておいでになりました。



有馬真喜子氏 ありま・まきこ
アジア女性基金理事(初代副理事長)
ジャーナリスト

津田塾大学英文科卒業後、朝日新聞に入社、昭和43年からフリーに。昭和61年から国連婦人の地位委員会日本代表(平成9年まで)、平成3年横浜市女性協会理事長。同7年第4回国連世界女性会議に政府代表団のNGOメンバーとして出席。広島県生まれ。

21世紀に向けた取り組み

宮崎 「償い事業」としての仕事を終えた今、今後の展開をどのようにお考えですか。

伊勢 アジア女性基金としましては、この事業に関する歴史的背景・事実などを記録に残して、次の世代の若い方たちに伝えていく、という仕事が残されていると思います。

古川 私は、平成7年の8月15日、終戦記念の日の閣議の席で、村山総理大臣談話を力を入れて読み上げたときのことを鮮明に覚えています。

談話は三つの部分からなっております。ひとつは、「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びを表明する」ことです。もうひとつは、「過去のあやまちを二度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に伝えていく」という責務です。三つ目は、「わが国は、深い反省に立ち、責任ある国際社会の一員として平和の理念と民主主義を押し広げていかなければならない」という点です。

これは、歴史的に語り継がれる談話だと思います。「談話」ということで過去のものとしなくて、日々、この三つのことを思い起こしながら、あらゆる施策、あるいは対応の原点としていくことが政府、あるいは日本国民の責務だと思います。

最後になりますが、アジア女性基金のみなさまには、非常に感謝いたしております。そしてこの事業の意味を将来につなげるという責務も政府にあると思います。

有馬 国際社会は、この問題で、日本は法的責任を果たしていないといつつも、日本が行動を起こした点では一定の評価をしています。これを踏まえ、過去の反省にたつて、現代の女性に対する人権侵害の問題に取り組んでいくことがこれからも必要ではないかと思えます。

さらに、私の個人的な思いですが、「償い事業」は一段落を迎えました。しかし、アジア女性基金の設立以来すでに40名を超える方々が亡くなられたとはいえ、かつての被害者であった方々は現在高齢で生きておられるわけです。そうである以上、この方々を見守っていく、言い方はおこがましいのですがケアを続けていかなければならないのではないかと考えています。

宮崎 国際社会のなかで、この国あるいは私たちの社会が、どう生きていくのがまさに問われているのですね。本日はありがとうございました。



伊勢桃代氏 いせ・ももよ
アジア女性基金事務局長

慶應義塾大学卒業。シラキュース大学で社会学修士、コロンビア大学で修士を取得。ニューヨーク市勤務を経て、昭和45年国連社会経済開発局に入り、同50年国連大学の設立準備に参加。国連大学事務局長、平成2年国連本部人事研修部長、人材管理局部長、専門官部長を歴任。平成9年より現職。京都府生まれ。

第4回「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル

ある被害者のおばあさんが病院に入院しました。このおばあさんは現在独り暮らしです。退院した後におばあさんは言いました。「病院に入院しても誰も見舞い客が来ない、自分の隣のベッドの人には孫、息子が来て『おばあちゃん具合はどうですか』と心配しているのに自分には誰もいない。見舞い客が来ないことがあまりにも恥ずかしくなって自分は外に出て果物屋さんで果物を買ってそれを病院の人にお願いして自分のところに届けてもらったんだ。孤独で生きているのは死ぬよりつらい」と。

このお話をある支援団体の方から聞き、被害者が受けた「被害」とは一体何だったのか。このおばあさんのように「慰安婦」とされたことで結婚もできず、晩年独り暮らしとなって、戦後60年近く経った現在もまだ孤独という「被害」に苦しめられている。償い事業が終了したいま、被害者はどのように暮らしているのか、何を考え、何を望んで日々過ごしているのか、そして基金が被害者のためにこれからできることは何かを考えなくてはならないと強く感じました。

このことがきっかけとなり、被害者の「今」を教えてください、アジア女性基金の償い事業をお届けした国、地域の支援団体を中心に、2003年10月に沖縄県那覇市でラウンドテーブルを開催しました。会議の中では以下のような被害者の訴えが報告され、基金が取り組むべき問題などについて今後も引き続き意見交換を行っていくことを確認して最初の試みは終了しました。

● 彼女たちのせい？

性被害に対して根強い社会的偏見の中で被害者は過去においてだけでなく今も「慰安婦」であったことにより人権を踏みにじられている。

被害者の一人はかつて「慰安婦」であったことをマスコミに報じられてしまい、その日から生活が一変してしまった。親戚からも「恥だ」と非難され、マーケットに出かけるたびに「あの女だ」と後ろ指をさされる。彼女は彼女の小さなアパートにひきこもった生活を送るようになってしまった。

「慰安婦」被害者たちは今も社会に出て行くことができない。なぜならば彼女たちを社会が受け入れてくれないから。これは彼女たちのせいではないにもかかわらず、彼女たちは自分の「恥」のせいだと感じている。

● 今こそ被害者に眼を向けて

国内にはさまざまな支援団体があるが、中には意向にそわない被害者を疎外する団体もある。被害者を保護すべき団体が被害者を踏みにじているのである。自分の国の人間、被害者を支援するはずの団体の人間から非難される、時には団体の目的によって利用されるなど、被害者たちは身も心も切り刻まれた非常に惨めな状態にある。

特に基金を受け入れた被害者は、基金に反対する団体などから、罪人であるかのような扱いを受けてきた。基金が被害者への償いのために作られたのであれば、どうすれば被害者にとって問題が解決するのか考えるべきである。

● 後世に伝えるために

若い世代に教育していくにあたって教材が大事。戦争とは何か、被害とは何だったのか。こういった女性たちは20世紀に起こった戦争による悲劇のまさに生き証人であり、そしていま社会から消えていこうとしている。彼女たち、被害者の証言を記録してほしい。



2003年10月28日～30日 沖縄県那覇市

参加者：梁順任（太平洋戦争犠牲者遺族会名誉会長、韓国）、金貞任（太平洋戦争犠牲者遺族会全南支部長、韓国）、沈美子（無窮花親睦会代表、韓国）、李元雄（関東大学教授、韓国）、Rechilda A. Extremadura（リラ・ビリピーナ、フィリピン）、Carlota E. Mortel（同）、Mei Jung Lin（台北女性労働者のためのセンター代表、台湾）、Su-Jun Huang Lee（女性社会協会代表、台湾）、M.J.Hamer（オランダ事業実施委員会委員長※ペーパーによる参加）、臼杵敬子（日本の戦後責任をハッキリさせる会）、林誠子（日本労働組合総連合会副事務局長）、稲葉道子（同男女平等局）、有馬真喜子（アジア女性基金理事）、伊勢桃代（同専務理事・事務局長）、山口達男（同理事）、橋本ヒロ子（同運営審議委員）

国際専門家会議・公開フォーラム

「女性に対する暴力—『国際人身売買』～禁止法は必要?」

自分たちにはあまり関係がないと思われがちな「国際人身売買」。しかし、日本は大きな受入国のひとつになっているという現状があります。この問題についてアジア各国の政府、NGO、国際機関の方々にお集まりいただき、現状の報告といかに対処、予防、被害女性を保護するかということを経験し、最終日にはその結果を公開のフォーラムでみなさまにお知らせいたしました。

専門家会議から

この問題は深く広く存在しているにもかかわらず一般の人々にあまり認識されておらず、外国人の問題というその無関心が被害者の保護を難しくしている。また被害者の権利の回復の視点が不足し、被害者の保護とその後のケアが十分に行われていない。

国際人身売買への対応には国家間及び国内の政府機関と支援団体の協力が非常に重要とされている。さらに国によって人身売買の定義に微妙な違いがあり、対応する法律が違いため、この問題に対する国家間の対立を生んでいる。この後、これらの問題に国内、国家間でどのような協力し取りくんでいくかが重要な課題である。



公開フォーラムから

「人身売買」の現状

アジア各国をはじめとする諸外国より日本に送られて来る女性たちは、毎年何万人にも上るといわれている。「歌手、ダンサーとして日本に行くのだ」と言われ、そのための訓練を受けた後、その資格ビザを与えられ、来日する。日本ではクラブで働くことになるが、歌手やダンサーの仕事よりホステスであり、「同伴（出勤前のデート）」というシステムに苦しめられる。女性たちは「同伴」回数のノルマをかけられ、最初は食事をともにするだけのものから回数を重ねると売春を求められることにもなる。

また中には日本に入国した直後に渡航費などを含め4～500万の借金があると告げられ、クラブのオーナーが女性たちのパスポートなど身分を証明する書類すべてを取り上げてしまう。それらはプロモーターなどの手に渡ることとなり、女性たちはいわれの無い借金の返済のため売春を強要されるような目に遭っても、自分の身分証明をする手立てが全くなってしまう。逃げてても書類がなければ大使館、警察も対応してくれないと思いついで、隠れている間に残留期限を越えてしまうという女性たちもいる。

「人身売買」が生む被害と問題

女性たちの中には十代前半の少女も多く、年齢を偽って来日している場合も多い。彼女たちは夢を持って日本にやってくるが、帰国する時には心身ともに傷ついている。

帰国できないまま、不法滞在となってしまう女性たちも多く、新たな問題が生まれてくる。このような人身売買から生まれた子どもたち・セカンドジェネレーションの問題である。日本国内に生活する無国籍のままの子どもの数は現在把握しきれていないのが実態だが、ようやくタイ人女性については調査が始められている。

日本がすべきことは

こうした状況の中、日本ではこの「人身売買」問題に対して直接禁止し、保護する法律がない。「労働者派遣法」や「売春防止法」、「入国管理法」、「刑法」、「風俗営業適正化法」、「職業安定法」など間接的な法律によって対応がなされている。要件に当てはまれば起訴されるが、被害者に対する保護や支援という視点を全く欠いている点で、「人身売買禁止法」に代わりえるものではない。

送り出し国がこの問題に対して新しい仕組みや法を整備している今日、受入国である日本も「人身売買禁止法」が必要であるということを経験して成立に向けて努力していく必要がある。



2003年11月25日、26日 グランドヒル市ヶ谷（専門家会議）、
27日 東京ウィメンズプラザ（公開フォーラム）
参加者：カンボジア、ラオス、フィリピン、タイ、ベトナム、アメリカ、日本より、移住労働、社会福祉、司法、人権の専門家。政府、NGO、国際機関などより総勢40名。
協力：国際移住機関 後援：外務省

「女性に対する暴力—『戦争と女性』」

「I've never seen peace in Afghanistan in my life.” (生まれてから、これまで一度も平和というものを見たことがない)」。アフガニスタンからやって来たジャミラさんはこう言いました。彼女は27歳です。紛争の混乱後、今彼女たちは、新しい国づくりに努力しています。

アジア女性基金主催の国際専門家会議では、紛争下での女性に対する暴力の状況と現在の復興への取り組みについて、また援助の在り方について2日間議論を行いました。その後、堺市女性団体協議会との共催で同じテーマの公開フォーラムを開催し、約1400名の参加がありました。

各国参加者の現状報告から

長い戦争・紛争の時代が終わりましたが、女性たちはまだたくさんの困難に直面しています。アフガニスタン、東ティモール、スリランカに共通するひとつの問題として難民の問題があります。難民生活の中で物乞いを始めざるをえなかった女性たちもいます。その上女性たちは簡単に売春を強要されています。これは女性だけではなく、子どもたち、小さな女の子も同じような状況にさらされています。さらに、女性に対する差別。これは文化に根づいたもの、社会慣習の中にあります。男性優位のこの社会で女性に対する不正義が宗教の名において行われ、女性が大きな不利益を受けています。そして女性たちは教育を受けることをほとんど許されませんでした。仕事を探すにも技術をもっておらず、これからは技術を身につけるための教育が必要です。

また地域によっては元の住んでいた土地に戻ろうと思っても、地雷が埋まっており、それを除去しなければ戻れません。多くの地域、多くの場所、まだ軍が占領している所もあります。まず軍が撤退しない限り人々は戻ることもできないのです。さらに女性たちにとってより深刻なことは、戦争によってたくさんの寡婦たち、夫を失った人たちがでたことです。女性の所有権が限られているために、自分たちが住んでいた土地が奪われ戻ることができない女性たち、誰かに依存しなければ生きられない女性たちがたくさんいます。

女性たちは暴力によって人権侵害を受けてきました。そしてまだ正義を得ることはできておりません。正義ということをお口にすることは容易ですが、実行するのは難しいことです。男性と女性が、子どもが、政府が、そしてまた民間が、一緒に手を組んで初めて、正義は実現できると思っています。

支援の在り方についてのパネルディスカッションより

いちばん重要なことは、地元の人たちの誇り、プライドを尊重するような形での援助を考えることです。文化財や自然環境の保全という形で、その地の人たちが、これは世界に誇れるというものを大切にしていくことです。そして地元の仕事を奪わないような形で、職業訓練になるような援助を考えるべきです。そこでどのような援助が必要なのか、政府以外の人々、英語で言うところの“Civil Society”の意見を取り入れ、よりたくさん決定過程に参加してもらい、計画に関与してもらい、これはさまざまな要求がある中で大変重要な点となります。

また、善意で行う支援国やNGOによる復興計画が、実は国内紛争の種になっている現実があります。完成した社会資本の利用が、一部の人たちに特権的なものとして、排他的な利用権という形で提供されている場合もあります。一部の人たちだけが利益を受ける。そのことをめぐって、新たな紛争が起こってくる。従って支援・援助は既得権の保護にならないように、あるいは、既存の社会秩序を維持するためだけに使われないように考慮し、社会的な弱者を作り出さない、むしろ、弱者がその壁を乗り越えるために役に立つように考えていく必要があります。



2003年12月16、17日 リーガロイヤルホテル堺（大阪府）
（専門家会議）、18日 大阪府堺市民会館（公開フォーラム）
参加者：アフガニスタン、オーストラリア、東チモール、インドネシア、
フィリピン、スリランカ、日本より、司法、教育、社会福祉など
の専門家。総勢29名。
共催：堺市女性団体協議会 後援：外務省

国際会議

インド・プーナにおける「女性と司法」専門家会議

過去3回、アジア女性基金では国連人権促進保護小委員会（人権小委）のメンバーを中心に、司法制度の中でどのように女性の尊厳と人権を守るかについて論議してきました。本来、権利と保護を男女平等に保障し論議すべき司法制度の中で、女性が被害を訴えることができない国、被害者の同意がないと起訴できない国/できる国、多くの国が是認している治外法権による犯人引渡しの問題、裁判なしの拘禁が日常的に行われる国、警察や刑務所における女性の性被害の問題などさまざまな人権侵害や不利益の具体的な例が報告されてきました。

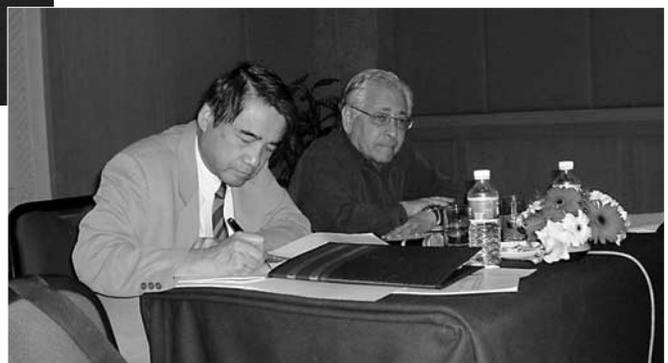
今回、インドで開催した会議の目的は、各国の司法制度関係者に「女性にとって公平な制度」の原則とガイドラインを提案することにあります。ガイドラインは背景および前文に続いて、公正さを損なう事情や影響、暴力の被害、暴力の形態、家族法の問題点、外国人労働者の権利、保護拘留、女性被告人、拘留状況、国内外でのガイドライン実施と今後などについて65項目、11頁からなっています。和英の小冊子にして、国連人権小委員会を通して広く各国の司法関係者の参考になることを希望しています。

参加者は、人権小委員が6名、アルジェリア、チリ、インド、日本、マダガスカル、ルーマニアからでした。その他アジアを中心に、インド各地のNGOおよび地方政府関係者に加え、マレーシア、フィリピン、タイ、ジュネーブからは国連の人権高等弁務官事務所の上級アドバイザーも参加しました。今回会議を開催したプーナは、インド第3の都市ボンベイ（現在はムンバイと呼ばれています）から車で4時間の古い町で、マハラシュトラ州に位置しています。興味深かったのは、同じインド国内からの参加者さえもプーナの街の看板が読めず、プーナの人たちと会話するには通訳が必要であった現実で、多様な言語と民族を抱える国で共通認識やルールをつくっていくプロセスを、参加者たちが体験的に知る機会ともなりました。

会議の議長であった中央大学教授で、人権小委員会の委員でもある横田洋三氏は、公開フォーラムの冒頭、戦後、まだ荒廃していた日本にインドのネール首相から象が贈られ、首相の娘の名前・インディラと名づけられて子どもたちを長い間魅了したこと。そのため、日本人はインドに対して大変親しみの気持ちを持つようになったと挨拶され、大歓迎を受けました。専門家会議および公開フォーラムの一部には、インドの検事総長であり、人権小委員でもあるソラブジー氏も前年の会議に引き続き出席されました。参加者はスラムの改善運動や女性の自立プログラムに関する体験研修も行い3泊4日の会議を終りました。



2003年1月26日～29日 インド、プーナ
参加者：アルジェリア、チリ、インド、日本、マダガスカル、ルーマニアより、国連人権促進保護小委員会委員。アジアを中心に、インド各地のNGOおよび地方政府関係者。マレーシア、フィリピン、タイ、ジュネーブからは国連人権高等弁務官事務所の上級アドバイザーなど。



『「慰安婦」問題を考える』

アジア女性基金では、関係国での償い事業が終了した昨年度より、21世紀を担っていく若い人々、特に大学生を対象に「慰安婦」問題を考えていきたいとの企画主旨で、学生フォーラムを開催してきました。今回のシンポジウムでは、公募された学生のなかから二人の学生に問題提起してもらい、それを糸口にパネルディスカッションを行いました。

海外で欧州共同体の研究をしている小坂さんは、「自分が物事を考え始めるようになった、その起点となっているのが、中学、高校時代に教わった日本の朝鮮半島や中国における植民地化政策」と述べ、「これまで自分に何ができるのかということについて考えてきた。ヨーロッパでは多極的なチャンネルを通してネットワークを構成していく、それがヨーロッパの戦後の答えであり、EUの誕生ではないのか」と述べ、アジア近隣諸国との和解と共生のためのネットワークづくりが必要ではないかと意見提起をしました。

前田さんは、戦後長い間、未解決のまま放置されていた元「慰安婦」とされた女性たちに、償い事業を実施したアジア女性基金のこれまでの役割を評価した上で、元「慰安婦」とされた女性たちへの償い事業はいまだ不十分であり、被害当事者の名誉と尊厳の回復のためには、政府が正面から取り組むためのアジア女性基金事業の根拠法をつくるべきだと述べました。

これに対して、コメンテーターの高崎教授は、日本政府によるこれまでの謝罪や戦後補償政策、また韓国での事業を開始する際の元「慰安婦」の女性たちやNGOの反応についてコメントを述べました。特に、被害当事者の「日本政府が直接謝罪し補償してほしい」という意見があるなかで、多くの人が「基金については基本的に受け入れたいが、中身が不十分だ」と述べたことを紹介しました。

橋爪教授は、アジア女性基金は良くやってきたと評価した上で、戦争による人権侵害を考える際のひとつとして「慰安婦」問題を位置づけ考えることが必要であり、この間の議論は「慰安婦」問題だけに集中しているのではないかと述べました。

会場から発言したドイツ留学の経験のある男子学生は、「われわれが誇りをもっていけるような未来を築けるような日本であるために謝罪するのが本当ではないか」との意見を述べ、活発な討論が行われました。

主催者を代表して参加した伊勢桃代事務局長は、「この間、被害当事者に届けられた償い事業について、いろいろと意見のあることは承知しています。しかし、届けられた総理のお詫びの手紙をはじめ『償い金』や『医療福祉支援事業』は、被害当事者のお気持ちに届きました。受け取られた幾人もの方々から、これによって『癒された』との声が届いています」と述べ、参加した学生に対して「アジア女性基金の事業を、歴史的背景・事実を記録に残していきたい」と語りました。

2003年12月6日 東京工業大学大岡山キャンパス

学生パネリスト：小坂順一郎(ロンドン大学)、前田直子(獨協大学大学院)、久保田有香(中央大学大学院法学研究科、※司会)

コメンテーター：橋爪大三郎(東京工業大学教授)、高崎宗司(津田塾大学教授、アジア女性基金運営審議委員)

大学生に向けたシンポジウム

「ジェンダーと暴力」

男性や女性を問わず、私たちの日常生活は、生まれてから今日に至るまで、社会や文化によって作りだされた性差(=ジェンダー)によってさまざまな影響を受けています。ジェンダーは、時に人間関係に力の差異をもたらしたり、偏見や差別を生むことがあります。暴力の問題のなかでも、とりわけ痴漢やセクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、性的な暴力や親しい人間関係における暴力においては、これらの偏見や差別によって問題自体が正しく理解されていないことが多く、被害者は直接的な被害だけでなく、社会や周囲の無理解にいつそう苦しめられることが多いのです。

このシンポジウムでは、自分がどんなジェンダー観をもっているのかを知ること、そして、ジェンダーによってつくられる偏見や差別はどういったことを指すのかについて知ることをねらいとしました。約80名の大学生の男女が参加し、自分の体験に照らし合わせて気づくことを目指し、ジェンダーについて意見交換を行いました。

シンポジウムの最後に、各スピーカーからは次のコメントが述べられました。

(金) 私の願いは、本当にこの地球上にいるすべての人が、誰も暴力を振るうこともなく、また受けることもなく、自分らしくいきいきと生きることができる、そういう社会をつくっていくことでもあります。みなさんがそれぞれいらっしゃるその場から始めていていただきたいなあと心から願っています。

(野坂) 「ああ、こういってことで実はとっても傷ついていたんだ」とか、「本当は、こんなことがとってもいやだったんだ」といった「気づき」がもしあるんだったら、そのことで自分を責めてしまうとか、つらいなと思うだけではなくて、誰か信用でき



る人にお話してみるとか、何か本を読んでみるとか、何かしら助けになるものが身のまわりにあるんじゃないかと思います。ぜひそれを探す力というものも自分の中で見つけていただければと思います。
(兵藤) 社会と言われるもの、文化と言われるもの、日本が培ってきた文化は、常に変化するものなんだということです。それは1人1人の行動が変わること、1人1人の気づきが変わることによって、社会は変わり得る、文化も変わり得る、決して固定的な変わらないものではないということなんです。



2003年12月8日(月) 18:00~20:45 東京・TEPIA
スピーカー：金香百合(HEALホリスティック教育実践研究所所長)、野坂祐子(武蔵野大学心理臨床センター、臨床心理士)、兵藤智佳(ぶれいす東京スタッフ、早稲田大学客員研究員)

公開フォーラム

「だから、戦争」の論理と心理 ～女性、国民、アジアの視点から～

武力、暴力による強圧と支配、その論理や正当性を「国」や他人にあずけてしまうとき、なにが起きたか。繰り返された戦争の記憶とその論理・心理を明らかにし、「戦争と歴史」「安全と共同性」「国家と個人」を考えていきたい。それがこのフォーラムの企画趣旨でした。

「戦争に踏み出す瞬間を支える論理がどのようなものであったのか」を追究する加藤陽子さん、「国民国家」「女性の国民化」の歴史に対し反問する上野千鶴子さん、ナショナリズム、グローバリズムと国家の前面化に対する発言をつづける姜尚中さんの三氏が、活発な討論を行いました。当日は、予定していた会場の定員を大きく上回る330名ほどの参加者があり、第二会場にビデオ中継しての対応となりました。

討論のテーマは広がり、イラク戦争、かつての日本と北朝鮮、「国民国家」形成と日本の戦争、戦争の正当化、軍部と外務省と国民、知識人の役割、政治的リアリズム、女性の国民化、女性兵士の問題——と、戦争、国家、個人について、歴史的・論理的に考える場となりました。



アジア女性基金は、こういった問題をいろいろな角度から検証する必要と、討論を繰り返すことの大切さを痛感し、いわば「歴史と対話シリーズ」と呼べるようなフォーラムを開催してまいりました。この関連では、今回のフォーラムが四回目の開催となりました。

- 2002年2月23日 東京ウィメンズプラザホール(東京・青山)
戦争の記憶と未来への対話～国際的視点から(日本とドイツ)
イアン・フルマ(ジャーナリスト)、木佐芳男(ジャーナリスト)、高木健一(弁護士)、石井信平(ジャーナリスト)、高崎宗司(津田塾大学教授)、伊勢桃代(「基金」専務理事)
- 2002年11月16日 上智大学教室(東京・四谷)
日本と韓国——過去の記憶と未来への対話
小倉紀蔵(東海大学助教授)、道上尚史(外務省課長)、高崎宗司(津田塾大学教授)、饗庭孝典(早稲田大学講師、元NHK)、金恵京(早稲田大学大学院・留学生)、李敬宰(高槻市・「在日」)、伊勢桃代「基金」専務理事
- 2003年7月1日 国際連合大会議場(東京・青山)
日韓学生のフォーラム
日韓関係の現在・過去・未来～新時代に生きる私たちの対話
韓国—関東(KWANDONG)大学校学生、西江(SOGANG)大学校国際大学院生 18人 日本—中央大学、東海大学、津田塾大学、杏林大学、明治大学、早稲田大学学生 16人 留学生—(韓国)2人/アドバイザー—李元雄教授、横田洋三教授、饗庭孝典講師、伊勢桃代「基金」専務理事

2004年3月4日 18:30~21:00 主婦会館プラザエフ 後援：外務省
参加者：上野千鶴子(東京大学教授)、加藤陽子(東京大学助教授)、姜尚中(東京大学教授)

公開セミナー&援助者のためのワークショップ

十代の子どもたちに伝えよう！ アサーティブなコミュニケーションスキル

「暴力なんてふるわない！ 暴力なんてふるわれたい！」

アジア女性基金では、この6年間の研修事業を通して、「女性に対する暴力」を未然に防止するためには、子どもたちに対する暴力防止の教育が必要であると感じてきました。

今年度は、「十代の子どもたちに伝えよう！ アサーティブ*なコミュニケーションスキル」と題して、教育関係者、保健福祉関係者、医療関係者、学生などを対象に、公開セミナーを静岡と福岡で、援助者のためのワークショップを東京と福岡で4回（2日間で1回）開催しました。

「SafeTeen」プログラムは、少年、少女、トレーナー（教育関係者や福祉関係者）向けがあり、どのプログラムにも共通するのは、「自分のパワーを他人に奪われないようにする」「自分のなかにある怒りを感じ取り、それを暴力に頼ることなく、アサーティブに相手に伝える」方法を身につけることです。

「見知らぬ男からの暴力」「デートレイプ」「学校でのいじめ」など、さまざまな暴力場面を想定し、誰もが内面に持つという、「チャイルド」「ビッチ」「ワイズウーマン」の役（下の絵を参照して下さい）になって、ロールプレイング（役割演技）をしました。また、他人と自分との境界線を確認し、それが侵されることのないよう、自分自身でコントロールする方法も学びました。

十代の若者たちが、怒りを暴力に変えない方法をまなぶことで、暴力の加害者にならなくてすみ、暴力を振るわれそうな危険を感じた時に逃げるだけでなく、毅然とした態度でそれを拒否することができれば、暴力の被害者にならなくてすみます。

これまで刷り込まれてきたジェンダー意識にとらわれることなく、自分の怒りを認識し、それを適切に表現することができれば、自己決定の力をとりもどし、自己肯定感（セルフエスティーム）を高めことにもつながります。

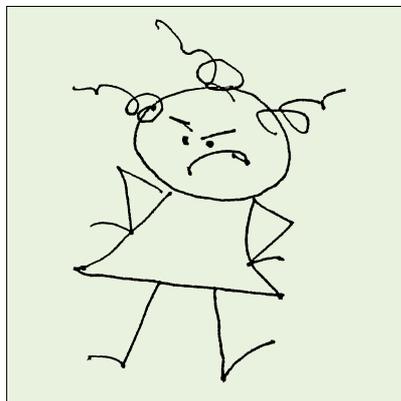
カナダでは、中高校生が自己の将来を確立するための必修授業のなかに、このプログラムを組み込んでいる地域もあります。日本でも、学校教育のなかで、こうした暴力の未然防止教育を導入していくことが望まれます。

※アサーティブ (Assertive)

「自己主張すること」と訳されますが、アサーティブであることは、自分の意見を押し通すことではありません。自分の要求や意見を、相手の権利を侵害することなく、誠実に、率直に、対等に表現することを意味します。



Child チャイルド



Bitch ビッチ



Wise Woman ワイズウーマン

出典：SafeTeen www.Safeteen.ca

2003年11月16日～27日 東京、静岡および福岡にて、公開セミナーおよびワークショップ
講師：アナタ・ロバーツ（カナダ「SafeTeen」代表）

平成15年度(2003年度)公開セミナー

アジア女性基金では毎年、全国各地で公開セミナーを開催しています。その多くは自治体との共催によるものです。

日 時	内 容	開 催 地	共 催・後 援	講 演 者・パネリスト
03年 8月 5日	「ドメスティック・バイオレンス 暴力を二度と繰り返さないために ～いま、そして未来に向けて～」	パルティエ とちぎ女性センター	共催:栃木県女性青少年課 後援:内閣府、外務省	基調講演:山口のリ子(DV行動変革プログラムファシリテーター) パネリスト:横山幸子(弁護士)・早崎肇(栃木中央児童相談所臨床心理士) コーディネーター:江田優子
10月31日	「愛という名の支配 ～家族関係とDV～ DVからみる夫婦、子どものかかわり」	プレスト1・7 2階会議室	共催:北海道立女性相談援助センター 後援:内閣府、外務省	基調講演:竹下小夜子(さよウィメンズ・メンタルクリニック院長・精神科医)
11月18日	「暴力なんてふるわない! 暴力なんてふるわれない!」	静岡県立大学 大講堂	共催:静岡県立大学看護学部 後援:内閣府、外務省	基調講演:アニータ・ロバーツ(「SafeTeen」代表) パネリスト:味沢道明(メンズサポートルーム)
11月26日	「なぜ傷つけてしまうのか ～暴力未然防止教育の可能性～」	アクロス福岡 国際会議場	主催:アジア女性基金 後援:内閣府、外務省	基調講演:アニータ・ロバーツ(「SafeTeen」代表) パネリスト:原健一(メンズサポートふくおか)
11月28日	「密室のなかの暴力」	佐賀県女性センター 「アバンセ」	共催:財団法人佐賀県女性と生涯学習財団、佐賀県、佐賀県警察本部、NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS 後援:内閣府・外務省	基調講演:安藤由紀(フェミニストカウンセラー、PEACE暴力防止トレーニングセンター理事) 後藤 晶子(国立肥前療養所精神科医師家族精神医学研究室室長)
04年 2月 5日	「ドメスティック・バイオレンス ～保健医療現場における早期発見と他機関への連携～」	愛媛大学医学部 「臨床第1講義室」	協力:愛媛大学医学部 後援:内閣府・外務省	基調講演:田村毅(東京学芸大学教授・精神科医) パネリスト:川合静子(財団法人えひめ女性財団職員・愛媛県女性総合センター相談担当主任) 谷本圭吾(味酒心療内科、精神保健福祉士)
2月12日	「ドメスティック・バイオレンス ～離婚を悩んでいる人が、あなたの身近にいるかもしれない～」	品川区立総合区民 会館「きゅりあん」	共催:品川区男女共同参画センター	基調講演:川畑真理子(とよなか男女共同参画推進センター事業課相談担当主任)
2月14日	「ドメスティック・バイオレンス ～保護命令ってなに?～」	秋田県ゆとり生活 創造センター 「遊学舎」大会講堂	共催:秋田県男女共同参画課 後援:内閣府、外務省	基調講演:横山幸子(弁護士) パネリスト:兜森和夫(白百合ホーム施設長) 山下博子(秋田DVを考える会会長) 藤原由美子(女性相談所所長) 工藤徹(秋田県警察本部生活安全部安全企画課課長補佐)
2月26日	「ドメスティック・バイオレンス ～離婚を悩んでいる人が、あなたの身近にいるかもしれない～」	品川区立総合区 民会館 「きゅりあん」	共催:品川区男女共同参画センター	基調講演:山口恵美子(社団法人家庭問題情報センター理事)

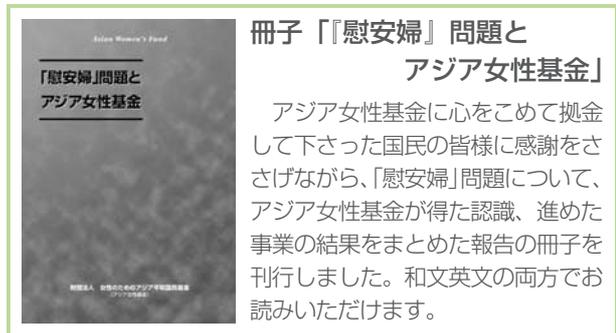
平成15年度(2003年度)援助者育成研修

開催日	研修のテーマ	講師プロフィール	共催など	開催場所
03年11月16日・17日 11月20日・21日 11月22日・23日 11月26日・27日	十代の子どもたちに伝えよう! アサーティブなコミュニケーションスキル「暴力なんてふるわない!暴力なんてふるわれない!」	アニータ・ロバーツ (SafeTeen代表)	アジア女性基金主催	東京都 こどもの城(906号室) 東京都 TEPIA(会議室B12) 東京都 フォーラムエイト(509号室) 福岡市 アクロス福岡(608号室)
11月20日・21日	DVの早期発見と暴力の未然防止	山口のリ子(アウェア代表)	岡山市男女共同参画 相談支援センター共催	岡山市 さんかく岡山
12月12日・13日		宮地尚子(精神科医・一橋大学助教授)	金沢市市民生活部共催	金沢市 金沢市女性センター
04年 1月23日		宮地尚子(精神科医・一橋大学助教授)	秋田県男女共同参画課共催	東京都 TEPIA(B11会議室)
1月25日		吉永陽子(精神科医)	同上	横浜市 横浜女性フォーラム (セミナールーム2・3)
1月27日・28日	医療現場におけるDV被害の 早期発見と対応	竹下小夜子 (精神科医・さよメンタルクリニック院長)	同上	秋田県 (秋田県庁会議室)
1月31日		加藤治子(阪南中央病院産婦人科部長)	アジア女性基金主催	大阪府 ドーンセンター(大会議室2)
2月 6日		田村毅(精神科医・東京学芸大学助教授)	愛媛大学協力	松山市 (愛媛県看護協会)
2月 9日		宮地尚子(精神科医・一橋大学助教授)	同上	広島市 メルパルク広島(瀬戸)
2月17日		田村毅(精神科医・東京学芸大学助教授)	アジア女性基金主催	東京都 TEPIA(B11会議室)

平成15年度(2003年度)アジア女性基金の制作物

以下の冊子は、全国の女性センターをはじめ、関係諸機関に配布します。また、平成16年5月頃より、当基金ホームページ(<http://www.awf.or.jp>)からダウンロードしていただけます。

1. 冊子(和・英)『「慰安婦」問題とアジア女性基金』
2. 小冊子 償い事業を終えたいまーフィリピン、韓国、台湾での事業終了にあたりー
3. 調査研究報告書「新しい関係を築くためのヒントー離婚後の面接での事例を中心としてー」
4. 調査研究報告書「援助者育成研修会のアンケート分析」
5. 調査研究報告書「在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源ーその現状と課題」
6. 調査研究報告書「高校生の性暴力被害実態調査」
7. 援助者向けマニュアル「ドメスティック・バイオレンスと保健医療」
8. 小冊子「レイプの二次被害を防ぐためにー被害者の回復を助ける7つのポイントー」
9. 報告書(和・英)国際専門家会議・公開フォーラム
「女性に対する暴力ー『国際人身売買』～禁止法は必要?」
10. 報告書(和・英)国際専門家会議・公開フォーラム
「女性に対する暴力ー『戦争と女性』」
11. 報告書(和・英)国際会議「女性と司法」
12. 報告書 公開フォーラム
「戦争の記憶と未来への対話～国際的視点から～」
13. 報告書 公開フォーラム
「日本と韓国 過去の記憶と未来への対話」
14. 報告書 日韓学生のフォーラム
「日韓関係の現在・過去・未来～新時代に生きる私たちの対話～」



冊子『「慰安婦」問題とアジア女性基金』

アジア女性基金に心をこめて拠金して下さった国民の皆様にご感謝をささげながら、「慰安婦」問題について、アジア女性基金が得た認識、進めた事業の結果をまとめた報告の冊子を刊行しました。和文英文の両方でお読みいただけます。

お知らせ

◆ 基金ホームページをリニューアルしました

従来のコンテンツを、より有効に利用していただけるよう整理し、また、新しく「テーマ別検索」という機能を追加しました。これにより、アジア女性基金の催し・制作物・その他情報や解説などを、テーマ別に取り出すことができます。

<http://www.awf.or.jp>



◆ Eメールアドレス登録のお願い

アジア女性基金では、Eメールによる情報発信の整備を進めているところです。

メールアドレスを登録していただくことにより、基金ニュースのお届けだけでなく、今後基金が主催するセミナーやフォーラムのお知らせなどをお送りできるようになります。

お差支えない範囲で以下の項目を基金宛てお送りいただき、登録をおとりください。登録は、かならずEメールにてお願いいたします。

登録メール送り先: dignity@awf.or.jp

- ① 氏名(団体名) ※必須
- ② ふりがな ※必須
- ③ 郵便番号
- ④ 住所
- ⑤ メールアドレス ※必須
- ⑥ 団体などのURL
- ⑦ その他